

昭和二十六年総理府令第五号

行政書士法施行規則
行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第二十条の規定に基き、行政書士法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条）
第二章 行政書士試験（第二条～第二条の十）
第三章 行政書士（第二条の十四～第二条の二十一）
第四章 行政書士法人（第二十二条の二～第二十二条の三）
第五章 監督（第二十二条の四～第二十二条の五）
第六章 行政書士会及び日本行政書士会連合会（第十三条～第十九条）
第七章 雜則（第二十条）
附則

- 第一 章 総則
（目的）

第一条 行政書士試験、行政書士及び行政書士法人の事務所及び業務執行、行政書士会並びに日本行政書士会連合会については、行政書士法（昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。）その他の法令に定めるものほか、この規則の定めるところによる。
第二章 行政書士試験
(試験事務の範囲)

第二条 法第四条第一項の総務省令で定めるものは、合格の決定に関する事務とする。
(指定試験機関の指定の申請)

第二条の二 法第四条第二項の規定により申請をしてようとする者は、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一 名称及び主たる事務所の所在地
二 指定を受けようとする年月日
三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 定款及び登記事項証明書
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の所属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四 現に行つてある業務の概要を記載した書類
五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
六 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

七 指定の申請に関する意思の決定を証する
書類
八 試験事務を取り扱う事務所の名称及び所在
地を記載した書類
九 試験用設備の概要及び整備計画を記載した
書類
十 試験事務の実施の方法の概要を記載した
書類
十一 法第四条の六第一項に規定する試験委員
の選任に関する事項を記載した書類
十二 その他参考となる事項を記載した書類
(指定試験機関の名称等の変更の届出)

(試験委員の選任又は解任の届出)
第二条の六 法第四条の六第二項の規定による試験委員の選任又は解任の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

一 選任した試験委員の氏名及び経歴又は解任した試験委員の氏名
二 選任し、又は解任した年月日
三 選任又は解任の理由

（帳簿）

二 前項第二項の規定は、法第四条の九第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可について準用する。この場合において、前条第二項第四号中「第四条の八第二項」とあるのは、「第四条の九第二項」と読み替えるものとする。

一 委任都道府県知事
二 試験を実施した年月日
三 試験地
四 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日
及び得点
五 試験事務を取り扱う事務所の所在地
六 試験委員の選任及び解任に関する事項
七 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
九 その他試験事務の実施に関し必要な事項
(試験事務規程の認可の申請)

（試験結果の報告）

二 前項の規定による帳簿は、委任都道府県知事ごとに備え、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

一 委任都道府県知事
二 試験を実施した年月日
三 試験地
四 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日
及び得点
五 試験事務を取り扱う事務所の所在地
六 試験委員の選任及び解任に関する事項
七 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
九 その他試験事務の実施に関し必要な事項
(試験事務規程の認可の申請)

（試験結果の報告）

二 法第四条の十の規定による総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 委任都道府県知事
二 試験を実施した年月日
三 試験地
四 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日
及び得点
五 試験事務を取り扱う事務所の所在地
六 試験委員の選任及び解任に関する事項
七 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
九 その他試験事務の実施に関し必要な事項
(試験事務規程の認可の申請)

（試験結果の報告）

二 法第四条の十の規定による総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 委任都道府県知事
二 試験を実施した年月日
三 試験地
四 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日
及び得点
五 試験事務を取り扱う事務所の所在地
六 試験委員の選任及び解任に関する事項
七 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
九 その他試験事務の実施に関し必要な事項
(試験事務規程の認可の申請)

（試験結果の報告）

二 法第四条の十一の規定による試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を委任都道府県知事に提出しなければならない。

一 試験を実施した年月日
二 試験地
三 受験申込者数
四 受験者数
五 試験事務を取り扱う事務所の所在地
六 試験委員の選任及び解任に関する事項
七 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
九 その他試験事務の実施に関し必要な事項
(試験事務規程の認可の申請)

（試験結果の報告）

二 法第四条の十二の規定による試験機関は、法第四条の十三第一項の規定による試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

（試験結果の報告）

二 法第四条の十二の規定による試験機関は、法第四条の十三第一項の規定による試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

（試験結果の報告）

二 法第四条の十三の規定による試験機関は、法第四条の十四第一項の規定による試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

（試験結果の報告）

二 法第四条の十四の規定による試験機関は、法第四条の十五第一項の規定による試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

（試験結果の報告）

二 法第四条の十五の規定による試験機関は、法第四条の十六第一項の規定による試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

（試験結果の報告）

二 法第四条の十六の規定による試験機関は、法第四条の十七第一項の規定による試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

（試験結果の報告）

二 法第四条の十七の規定による試験機関は、法第四条の十八第一項の規定による試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

（試験結果の報告）

二 法第四条の十八の規定による試験機関は、法第四条の十九第一項の規定による試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

（試験結果の報告）

二 法第四条の十九の規定による試験機関は、法第四条の二十第一項の規定による試験事務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

（試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

（試験結果の報告）

ができないと見込まれる額を控除しなければならない。

会計帳簿に計上すべき負債については、この条に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならぬ。ただし、債務額を付すこととが適切でない負債については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。

7 のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

8 前各項の用語の解釈及び規定の適用に關しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。(貸借対照表)

第十二条の二の三 法第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百十七条第一項及び第二項の規定により作成すべき貸借対照表について

1 いは、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとする。

3 第一項の貸借対照表は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不适当でない場合は、この限りでない。

4 法第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百七十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

5 法第十六条の二十一第一項において準用する会社法第六百七十七条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る貸借対照表は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

6 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合には、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月)を超えることができない。

7 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産
二 負債

8 三 純資産

9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に關しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十二条の二の四 法第十三条の二十一第一項において準用する会社法第六百十八条第一項第二号に規定する総務省令で定める方法は、法第

三条の二十一第一項において準用する会社法第六百十八条第一項第二号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とす

る。

(財産目録)

第十二条の二の五 法第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又

は第六百六十九条第一項若しくは第二項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第

十三条の十九第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならぬ。この場合において、会計帳簿に

ついては、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産
二 負債

三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第十二条の二の六 法第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又

は第六百六十九条第一項若しくは第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この

条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成

しなければならない。

3 第一項各号に掲げる部は、適當な項目に細分する。

4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(行政書士に関する規定の準用)

第十二条の三 第二条の十四、第三条第二項及び第四条から第十一条までの規定は、行政書士法

人について準用する。この場合において、第二

条の十四第二項中「法第十四条の規定により業務の停止の処分を受けたときは」とあるのは「法第十四条の二の規定により業務の全部の停止の処分を受けたときは」と読み替えるものとする。

(第五章 監督)

(懲戒処分の通知)

第十二条の四 行政書士法人の主たる事務所を管轄する都道府県知事(以下この条及び次条において「主たる事務所の都道府県知事」という)は、法第十四条の二第一項の規定による処分を行つたときは、その従たる事務所を管轄する都道府県知事(以下この条及び次条において「従たる事務所の都道府県知事」という)に処分の内容を通知しなければならない。

2 従たる事務所の都道府県知事は、法第十四条の二第二項の規定による処分を行つたときは、その主たる事務所の都道府県知事に処分の内容を通知しなければならない。

(都道府県知事の間の連絡調整)

第十二条の五 行政書士法人に関する法第十四条の三第一項の規定による通知及び求め(以下「懲戒の通知及び請求」という)が当該行政書士法人の主たる事務所の都道府県知事に対してされた場合において、同項に規定する事実(以下の条において「違反事実」という)が当該行政書士法人の従たる事務所に関するものであるときは、当該主たる事務所の都道府県知事に対し、当該従たる事務所の都道府県知事に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

(行政書士会の会則の認可)

第十六条 行政書士会は、法第十六条の二の規定による認可を申請しようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添えて都道府県知事に提出しなければならない。

1 認可を受けようとする会則

2 会則の変更の認可を申請する場合には、その変更が会則の定めるところによりなされたことを証する書面

(第十七条 法第十六条の二ただし書に規定する総務省令で定める事項は、行政書士会の事務所の所在地とする。

(都道府県知事への報告事項)

第十七条の二 法第十七条第一項に規定する総務省令で定める事項は、行政書士である会員につ

いては、次に掲げるものとする。

一 住所

二 懲戒の通知及び請求が当該行政書士法人の從たる事務所の都道府県知事に対する事実(以下この条において「違反事実」という)が当該行政書士法人の他の従たる事務所に関するものであるときは、当該

懲戒の通知及び請求が当該行政書士法人の従たる事務所の都道府県知事に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

3 懲戒の通知及び請求が当該行政書士法人の従たる事務所の都道府県知事に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

4 懲戒の通知及び請求が当該行政書士法人の従たる事務所の都道府県知事に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

5 懲戒の通知及び請求が当該行政書士法人の従たる事務所の都道府県知事に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

6 懲戒の通知及び請求が当該行政書士法人の従たる事務所の都道府県知事に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

7 懲戒の通知及び請求が当該行政書士法人の従たる事務所の都道府県知事に対し、当該懲戒の通知及び請求の内容を知らせなければならない。

8 を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 純資産

二 氏名	三 事務所の名称及び所在地（行政書士法人の社員である場合は、事務所の名称及び所在地並びに当該行政書士法人の名称）
四 行政書士法人の社員又は行政書士若しくは行政書士法人の使用人である場合は、その旨特定行政書士である旨の付記を受けた場合は、その旨	五 行政書士法人の社員又は行政書士若しくは行政書士法人の使用人である場合は、その旨特定行政書士である旨の付記を受けた場合は、次に掲げるものとする。
六 その他都道府県知事の定める事項	七 法第十七条第一項に規定する総務省令で定める事項は、行政書士法人である会員については、次に掲げるものとする。
二 主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地	一 名称
三 その他都道府県知事の定める事項	二 主たる事務所及び従たる事務所の名称及び所在地
（資格審査会の組織及び運営）	（資格審査会の組織及び運営）
四 資格審査会の会長は、資格審査会の委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、その欠員を補充しなければならない。	五 資格審査会の会長は、会務を総理する。
六 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。（行政書士会に関する規定の準用）	七 資格審査会は、委員の過半数の出席がなれば、会議を開き、議決をすることができない。

2	四 第四条第一項ただし書に規定する申請	口 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録及び同法第五十九条第一項に規定する新規登録の申請
3	五 資格審査会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	六 資格審査会の会長は、再任されることができる。
4	六 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。	七 資格審査会は、委員の過半数の出席がなれば、会議を開き、議決をすることができない。
5	八 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。	九 資格審査会の会長は、会務を総理する。
6	十 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。	十一 資格審査会は、委員の過半数の出席がなれば、会議を開き、議決をすることができない。

2	二 道路運送車両法第十三条第一項に規定する登録自動車（次項において単に「登録自動車」という。）又は同法第五十九条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録及び同法第五十九条第一項に規定する新規登録の申請	口 第四号）（施行期日）この府令は、公布の日から、施行する。ただし、第二条の改正規定は、自治府設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日（昭和二十七年八月一日）から適用する。
3	三 附則（昭和三五年五月三日総理府令第二十七号）（施行期日）この府令は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。（会則の認可に関する経過規定）	1 附則（昭和三五年五月三日総理府令第二十七号）（施行期日）この府令は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布的日から施行する。（会則の認可に関する経過規定）
4	四 附則（昭和五八年一月二九日自治省令第四号）（施行期日）この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。	2 附則（昭和五八年一月二九日自治省令第四号）（施行期日）この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。
5	五 附則（昭和五五年七月三〇日自治省令第五年法律第八十六号）附則第二項及び第四項の規定による認可については、この府令による改正後の行政書士法施行規則第十八条の例による。	3 附則（昭和五五年七月三〇日自治省令第五年法律第八十六号）附則第二項及び第四項の規定による認可については、この府令による改正後の行政書士法施行規則第十八条の例による。
6	六 附則（昭和五八年一月二九日自治省令第四号）（施行期日）この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。	4 附則（昭和五八年一月二九日自治省令第四号）（施行期日）この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2	一 前項第一号の手続	二 前項第二号の手続
3	三 附則（昭和三五年七月一日自治省令第二十五号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。	四 附則（昭和三五年七月一日自治省令第二十五号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
4	四 附則（昭和六一年一月二六日自治省令第三四号）（施行期日）この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。	五 附則（昭和六一年一月二六日自治省令第三四号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
5	五 附則（昭和六一年一月二六日自治省令第三四号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。	六 附則（昭和六一年一月二六日自治省令第三四号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。
6	六 附則（昭和六一年一月二六日自治省令第三四号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。	七 附則（昭和六一年一月二六日自治省令第三四号）（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月二七日自治省令第三号)

1 この省令は、平成九年七月十八日から施行する。

2 この省令による改正後の行政書士法施行規則第十二条第一号の規定は、この規則の施行の日以後に破産者となつた者に係る届出について適用する。

附 則 (平成一一年一二月一六日自治省令第四三号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一四日自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一六年七月一二日総務省令第一〇四号)

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日総務省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日総務省令第六一号)抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二六日総務省令(経過措置))

第三条 前条の規定による改正前の行政書士法施行規則第三条の規定に基づき電磁的記録に係る記録媒体により行われた帳簿の備付け及び保存は、第三条の規定による書面の保存とみなす。

附 則 (平成一七年一二月二一日総務省令第一六四号) この省令は、平成十七年十二月二十六日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二六日総務省令第六七号)

附 則 (令和三年六月一日総務省令第五八号)

この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年五月二九日総務省令第八八号)

この省令は、平成十八年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月八日総務省令第一九号)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 (施行期日) この省令による改正後の行政書士法施行規則第二条の五第一号の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則 (平成二〇年六月二四日総務省令第七七号)

この省令は、行政書士法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年七月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年一二月一日総務省令第九〇号)

この省令は、行政書士法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年十二月二十七日)から施行する。

附 則 (平成二九年二月一七日総務省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日総務省令第二五号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年四月二六日総務省令第五三号)

この省令は、平成三十一年五月七日から施行する。

附 則 (平成三一年四月二六日総務省令第六四号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第一項第四号に掲げる規定の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。